

米の「品格」落とすブレンド米

JAS精米表示の問題点を考える集會ひらく(4月8日)



発行所
農 民 新 聞 社
 東京都港区芝5丁目26の30
 専売ビル、電話3451-4721番
 全日農機関紙
 農民新聞購読者を
 (紹介下さい)
 ☆年間購読料(月2回発行)
 (送料込み)三、〇〇〇円
 ☆郵便振替(農民新聞社)
 〇〇一九〇一―一五〇八―一〇
 ☆百部以上は割引有り



JAS精米表示の問題点を考える集會
 主催者あいさつと問題提起をする辻万千子さん(反農薬東京グループ代表) (4月8日・衆議院第2議員会館)

司会は、日本消費者連盟事務局長の山浦康明さんが務め、問題提起として、反農薬東京グループの辻万千子さん、大潟村農業者の今野茂樹さん、食政策センター・ビジョン21の安田節子さん、主婦連合会の山根香織さんがそれぞれ行った。

4月8日、衆議院第2議員会館で、全日農も加わる「米の検査規格の見直しを求める会」主催で『JAS精米表示の問題点を考える集會』が開かれ、50人が参加した。
 現行のJAS表示には低品質米の規定がなく、くす米や古米等を混ぜても表示義務がない。これでは消費者は判断できず、生産者にとっては米価下落の大きな原因となっている。集會では、生産者、消費者それぞれの立場からの問題提起を行い、出席した農林水産省、消費者庁担当者が答弁を行った。

業者のみ利する農産物検査法

辻さんは、カメムシによる斑点米の数で米の等級が下げられる現状を質した。

カメムシ防除の農業散布は、農家には費用負担と健康被害、消費者には残留農薬による安全性に恐れがある。斑点米の試食でも食味に違いはなく、同一米の等級引き下げで利益を得るのは流通業者であると話した。

大潟村の今野さんは生産者の立場から、特にふるい下米の問題点を指摘した。

規表示ができ、流通業者の利益温床となつて米にすべきと話した。安田さんは、ふるい下米を混入すること、日本の主食である米の食味の低下を招き、米離れにつながることを懸念。複数原料米(ブレンド米)は流通業者だけが利益を得るもので、生産者、消費者には不利益以外のなにものでもない。消費者には産地、品種、産年の3点セット表示による選択権の保証が必要であると語った。

ふるい下米は農産物検査で「規格外」以下に相当するが、現行JAS法では「複数原料米・国内産10割」の正

農家等が使用した選別ふるい目幅の分布 単位%

網目mm	2.0	1.90	1.85	1.80	1.75	1.70
全国	100	1.1	26.9	40.1	27.6	3.9
北海道	100	8.8	68.8	21.2	1.2	-
東北	100	-	78.0	21.1	0.9	0.0
東北陸	100	1.6	29.0	65.5	3.7	0.2
関東・東山	100	0.3	2.9	39.3	47.0	9.7
東海	100	0.2	9.5	50.0	39.6	0.5
近畿	100	2.4	11.7	34.9	42.0	8.6
中国	100	0.6	6.8	72.4	19.5	0.7
四国	100	-	-	10.5	68.3	20.9
九州	100	0.1	4.8	42.6	49.3	2.0

平成21年産水稲作況標本(基準)筆農家からの聞き取り結果
 政策の基礎となる政府発表の全国水稲収穫量は、ふるい目1.7mmでの推定値であり、誤差は65万tにのぼる。ふるい下米の30~40万tが主食用として流通していると見られる。

山根さんは司会の山浦さんとともに3月23日に立ち上がった消費者委員会の委員であり、「消費者委員会に2人の委員がいることは心丈夫である。委員



は心丈夫である。委員
 質問や疑問に対し、参加した農林水産省、消費者庁の返答は、従来の説明の繰り返しで、前向きな考えは聞かれなかった。会場からは不満の声があがり、消費者の意見を反映し、分かりやすい表示へと働きかけ、消費

集会で採択されたアピール

1. 未検査米を含む流数するすべての精米に産地・産年・割合を表示すること。
2. 単一原料米の「産地・産年・品種」表示。いわゆる3点セット表示のために農産物検査の証明を条件とするのは、過度な農業使用を助長し不適切である。このため同検査法をJAS表示の根拠に用いるのをやめること。
3. 精米品質表示基準に「ふるい目幅」に関する基準と規定を設け、主食用米にくす米の混入を禁止すること。また、主食用米の不足等やむを得ない場合は、低品質米の混入を判別できるように表示すること。

参考 参議院農林水産委員会09年4月14日での政府答弁
 (質問者 山田俊男議員)

政府参考人(町田勝弘君) ふるい下米のお尋ねでございます。ふるい下米の取扱いでございますが、ふるい下米も米穀でございますので、トレーサビリティの対象品目には当然含まれることとなりますので、取引等の記録の作成、保存が義務付けられるということでございます。どなたからお買いになって、どなたに売られたといったことの記録でございます。この場合、その用途が仮に限定をされていますれば、その用途についても記録をしていただきますし、改正食糧法による遵守事項に基づく用途別管理、先ほど申し上げたものですが、これが求められるということになるわけでございますが、一方、今委員御指摘のとおり、ふるい下米につきましては一般的に用途を例えば主食用とか加工用とか、そういったことを限定せずに米穀の流通業者に対して販売されているといったこと、さらには流通業者の方は複数の産地からふるい下米を集荷して、一括して調理を行った上で主食用あるいは加工用として販売するというところでございまして、御指摘のようにふるい下米の流通というのはふるい上との流通とはかなり異なっている側面もあるわけでございます。(――線：編集部)

示へと働きかけ、消費で採択して終了した。